

事務連絡
令和5年8月21日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

欧州及び米国における小児の原因不明の急性肝炎の発生について
(保健所における調査の終了、研究班への協力依頼)

平素より、感染症行政に格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、小児の原因不明の急性肝炎については、令和4年4月27日付け事務連絡「欧州及び米国における小児の原因不明の急性肝炎の発生について(協力依頼)」(同年5月13日一部改正)(以下「事務連絡」という。)に基づき、御対応いただいているところです。

国内外における発生状況については、令和5年8月21日付け「複数国で報告されている小児の急性肝炎について(第6報)」(国立感染症研究所)¹において、「2021年10月1日から2023年6月15日の間に国内で報告された症例について、発生状況、及び疫学的に特徴的な所見と経時的变化は確認されなかった。ウイルス性肝炎(E型肝炎・A型肝炎を除く)の小児の症例数の報告の増加、アデノウイルスに起因する感染症が例年以上に流行している兆候はみられない。また、2022年4月5日から同年7月8日までの間に、世界で1,000例以上の報告があったが、報告のあった各国で症例が著しく増加している兆候はない。」等と報告されました。

つきましては、この報告をふまえ、事務連絡に基づく、暫定症例定義を満たす症例に関する積極的な情報収集は、令和5年8月31日までに医療機関から都道府県等へ報告された分を最後として終了としますので、貴管内保健所、地方衛生研究所及び医療機関に対し、周知をお願い致します。

一方で、小児の重症急性肝炎の発症に関与する特定の病原体の有無や病態把握の観点で、継続した調査を行うことは重要であるため、日本医療研究開発機構において、別紙のとおり、日本小児科学会と連携し研究事業を実施していますので、管下の医療機関に対し、本研究を通じた症例の把握と分析にご協力いただきますよう、周知をお願い致します。

なお、本件に関する事務連絡を日本医師会及び関連学会(日本肝移植学会、日本小児科学会等)宛てに発出していることを申し添えます。

本事務連絡に関する連絡先：厚生労働省健康局結核感染症課
電話：03-3595-2263 担当：谷口、上田

¹ <https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-lab/2521-cepr/12165-hepatitis-children-6.html>